『グループ３－（３）　車両の安全性を向上させる装置の装着』の対象装置に「車輪脱落予兆検査装置（指定の後付け装置のみ）を追加します。

令和７年５月８日より国土交通省が受付を行っている「令和６年度補正後付け車輪脱落予兆検知装置」についても、２点付与の対象装置となります。

- 補助金を受けている必要はありません。
- Ｇマーク申請の基準日（令和７年７月１日）までに装置が導入されていることが確認できる資料の提出が必要です。（提出資料の詳細は、申請案内及び資料作成の手引きを参照してください。
- チェックリストについては、余白に記入してください。（手書きでも構いません。）

＜参考＞

国土交通省：先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援（令和６年度補正）｜ 自動車総合安全情報

令和６年度補正後付け車輪脱落予兆検知装置選定一覧

申請ポータルサイト